

沖縄キリスト教学院大学学則

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 沖縄キリスト教学院大学（以下「本学」という）は、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教精神に基づいた学校教育を施し、人格の完成をめざし、社会に有用なる人材を育成することを目的とする。

第 2 章 自己点検・評価・改善等

(自己点検・評価、改善等)

第2条 本学は、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、それに基づいて改善を実施し教育水準の向上を図る。

2 前項の自己点検・評価を行うため、前項の趣旨に即し適切な項目を設定し実施する自己点検・評価・改善委員会を置く。

3 公的認証評価機関の評価を積極的に受け、教育の改善に努めるものとする。

4 自己点検・評価・改善委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(第三者評価協議会の設置)

第3条 削除

2 削除

3 削除

(自己点検の目的)

第4条 削除

(教育研究上の目的の公表等)

第5条 本学は、学部、学科ごとに人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

2 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の推進に資するため、その教育研究活動の状況について、刊行物やその他広く周知を図ることができる方法によって情報を公表するものとする。

第 3 章 組 織

(学部、学科、入学定員及び収容定員)

第6条 本学に次の学部・学科を置き、定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
人文学部	英語コミュニケーション学科	90 人	15 人	390 人
	観光文化学科	90 人	—	360 人
合 計		180 人	15 人	750 人

(教育研究上の目的)

第6条の2

1 人文学部の教育研究上の目的

本学は、建学の精神、大学の使命・目的、及び基本理念を踏まえ、人文学部の教育目的・理念を以下のように定める。

- (1) 聖なるものへの畏敬の念を養う。
- (2) 多様性の中に調和を求める心を養う。
- (3) 人類の福祉の向上に貢献できる能力を養う。
- (4) グローバル化・情報化・複雑化社会に対応する能力を涵養する。

2 英語コミュニケーション学科の教育研究上の目的

国際化・グローバル化する世界の文化・経済・政治等の国際交流の場において、事実上の国際共通語 (de facto international language) となっている英語において、高度のコミュニケーション能力をもつて、効果的かつ分別をもって運用できる人材を育成する。

3 観光文化学科の教育研究上の目的

「光を観る」という観光の学びとして、歴史・文化の本質を理解したうえで、文化資源及び観光資源の光の価値を認識し、国内外へ発信できる人材、さらに、他地域との比較によりそれらに対する新たな価値を創出し、文化振興及び観光振興に貢献できる人材を育成する。また、実践的な教育の取り組み強化により、大学の教育・研究と地域社会の実態との乖離を無くし、観光産業発展に寄与できる優れた人材を育成する。

第 4 章 職員組織

(職員)

第7条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員その他の職員を置く。

(事務組織)

第7条の2 事務組織については別に定める。

(学長)

第8条 学長は、本学の校務をつかさどり、職員を統督する。

- 2 学長に事故あるとき又は欠けたときは、学長があらかじめ定めた者が順位に従い、学長の職務を代理又は代行する。
- 3 学長の選任について必要な事項は別に定める。

(部長等)

第9条 本学に、人文学部長、宗教部長、教学支援部長、学生支援部長、図書館長を置く。

- 2 学部長の選任について必要な事項は別に定める。
- 3 学部長以外の部長等は学長が任命する。
- 4 部長等の職務等については別に定める。

(名誉教授)

第10条 本学に多年勤務し、教育上・学術上功績のあった者に名誉教授の称号を授与することができる。

- 2 名誉教授称号授与に関する規定は別に定める。

第 5 章 大学運営協議会、教授会等

(大学運営協議会)

第11条 本学の管理運営に関する重要な事項を審議するため、大学運営協議会を置く。

- 2 大学運営協議会の下に、大学運営各種委員会を置く。
- 3 大学運営協議会及び大学運営各種委員会に関する必要な事項は別に定める。

(教授会)

第 12 条 本学に教授会を置く。

2 教授会は本学専任の教育職員をもって組織する。

3 教授会に関する必要な事項は別に定める。

第 6 章 開学記念日、学年、学期及び休業日

(開学記念日)

第 13 条 本学の開学記念日を 4 月 1 日とする。

(学年)

第 14 条 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 15 条 学年を次の 2 学期 (セメスター) に分け、学期ごとに授業科目を開設し完結する。

前学期 4 月 1 日 ～ 9 月 30 日

後学期 10 月 1 日 ～ 3 月 31 日

(休業日)

第 16 条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号第 3 条) に規定する休日

(3) 慰霊の日 6 月 23 日

(4) 春期休業日 2 月 10 日 ～ 3 月 20 日

(5) 夏期休業日 8 月 1 日 ～ 9 月 20 日

(6) 冬期休業日 12 月 24 日 ～ 1 月 4 日

2 学長は第 1 項の規定にかかわらず、特別の必要があると認めるときは、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更し、もしくは休業日に授業を行うことができる。

(1 年間の授業期間)

第 17 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め 35 週にわたることを原則とする。

第 7 章 修業年限及び在学年限

(修業年限及び在学年限)

第 18 条 本学の修業年限は、4 年とする。

2 在学年限は、前項修業年限の 2 倍とし、8 年を超えて在学することはできない。

3 前項の規定にかかわらず、編入学、転入学及び再入学により入学を許可された学生は、入学後の在学すべき年数の 2 倍を超えて在学することはできない。

4 職業を有している等の事情により修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを申し出たときは、第 1 項の規定にかかわらず修業年限を 2 年超えることができる。

第 8 章 入 学

(入学の時期)

第 19 条 入学の時期は、毎年 4 月とする。

2 英語コミュニケーション学科は、必要と認めた場合、学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

第 20 条 本学に入學することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) その他、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者

(入学の出願)

第 21 条 本学に入學を志願する者は、本学指定の期日までに、本学所定の書類に入學検定料を添えて学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第 22 条 前条の入學志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

2 選考による合格者の決定は、教授会の議を経て学長が行う。

(入学手続及び入学許可)

第 23 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本学所定の書類を提出するとともに、所定の学費を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入學手続を完了した者に入學を許可する。

(編入学)

第 24 条 本学に編入學することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学又は短期大学の課程を卒業した者
 - (2) 大学に 2 年以上在學し、60 単位以上を修得した者
 - (3) 高等専門学校課程を卒業した者
 - (4) 学校教育法施行規則第 186 条に規定する専修学校の専門課程を修了した者（大学入學資格を有する者に限る）
 - (5) 大学に 1 年以上在學し、30 単位以上を修得した者
 - (6) 外国において、学校教育における 14 年の課程（日本の通常の課程による学校教育の期間を含む）を修了した者
 - (7) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（学校教育法第 90 条第 1 項に規定する者に限る）
- 2 前項の各号に該当する者の編入學の決定は、教授会の議を経て学長が行うものとする。
- 3 編入學に関する必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第 25 条 本学に転入學を志願する者がいるときは、学長は欠員のある場合に限り、選考のうえ教授会の議を経て、相当年次に入學を学長が許可するものとする。

(転学科)

第 25 条の 2 学生は、各々の所属している学科から他の学科への変更は、原則として認めない。ただし、特別の理由により転学科を志願する者については、欠員がある場合に限り試験を行い、教授会の議を経て、学長はこれを許可することがある。

2 転学科に関する規定は別に定める。

(再入学)

第 26 条 退学した者又は除籍された者が再入学を志願したときは、欠員のある場合に限り、教授会の議を経て、学長がこれを許可することがある。

(編入学等の場合の取扱い)

第 27 条 前第 24 条、第 25 条、第 26 条の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及びその単位数の取扱い、履修すべき授業科目並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

第 9 章 教育課程、履修方法、学外単位等

(教育課程の編成方針)

第 28 条 学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育課程の編成方法)

第 28 条の 2 本学の教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配して編成するものとする。

2 共通科目及び各学科における専門科目の種類及び単位数は、別表第 1 から別表第 3 のとおりとする。

(履修科目の登録の上限)

第 28 条の 3 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める。

(単位の計算方法)

第 29 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

- (4) 前項の規定にかかわらず卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第 30 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、前条第 1 項第 4 号の授業科目については、別に定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(成績の評価)

第 31 条 各授業科目の履修成績は、每学期末授業担当者がこれを評定する。評価は、期末試験成績、随時試験・平常の学習状況・レポート等により総合的に行う。

2 成績の評価は 100 点満点とし、評価の結果は次のとおり表示する。

秀	(90 点以上)
優	(80 点 ～ 90 点未満)
良	(70 点 ～ 80 点未満)
可	(60 点 ～ 70 点未満)
不可	(60 点未満)

3 海外研修、ボランティア実習等の評価についても、秀・優・良・可・不可であらわす。

(授業の方法)

第 31 条の 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第 1 項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(成績評価基準等の明示等)

第 31 条の 3 学部及び学科は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学部及び学科は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 31 条の 4 本学又は学部は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(履修方法等)

第 32 条 授業科目の履修方法その他必要な事項は別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第 33 条 学長が教育上有益と認めるとき、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該大学又は短期大学において履修した授業科目について履修した単位を 60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、本学の学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合にも準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 34 条 学長が教育上有益と認めるときは、本学の学生が他の短期大学又は高等専門学校
の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の
履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみな
す単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 35 条 学長は教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学に
お

いて履修した単位授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含
む。）を、本学における入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことがで
きる。

2 学長が教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った前条第 1 項に規定する学
修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前 2 項により与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学にお
いて修得した単位以外のものについては、第 33 条第 1 項及び第 2 項並びに第 34 条第 1 項
により本学において履修したものとみなす単位と合わせて 60 単位を超えないものとする。

4 第 33 条、第 34 条及び前 3 項に規定する単位の認定は、当該教授会においてこれを行う。

第 10 章 教育職員免許状

(教員免許状の所要資格を取得するための課程)

第 36 条 教育職員免許状の所要資格を取得するため教職課程を置く。

2 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）の規定に基づく普通免許状の所要資格を取
得しようとする者は、同法及び教育免許施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）の定め
るところによって別表第 4 に定める課程を修得しなければならない。

3 本学において取得できる普通免許状の種類は、次のとおりとする。

学 科	取得できる普通免許状	教科の種類
英語コミュニケーション学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	英語 英語

第 11 章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第 37 条 病気その他やむを得ない理由により学業を継続することができない者は、学長の
許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は教授会の議を
経て、当該学生に休学を命ずることができる。

3 休学の期間は、引き続き 2 年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合
は、学長の許可を得て、1 年を限度として延長することができる。

4 休学の期間は、通算して 4 年を超えることはできない。

5 休学の期間は、第 18 条に規定する在学年限に算入しない。

6 休学期間の学費は、免除する。ただし、別に定める在籍料を所定の期日までに納入するものとする。

(復学)

第 38 条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

2 復学の時期は、学期の始めとする。

(転学)

第 39 条 他の大学等への入学又は転学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第 40 条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、別に定めるところにより、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第 18 条に規定する在学期間を含めることができる。

3 第 33 条の規定は、第 1 項の許可を得て留学する場合にも準用する。

(退学)

第 41 条 病気その他やむを得ない理由により退学する者は、保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 42 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 第 18 条による在学年限を超えた者

(2) 第 37 条第 4 項による休学期間を超えて、なお復学することができない者

(3) 休学及び休学延長の許可を得ない者

(4) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(5) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

(その他)

第 43 条 第 37 条から第 42 条に関して必要な事項は別に定める。

第 12 章 卒業及び学位

(卒業・学位)

第 44 条 本学に 4 年以上在学し、英語コミュニケーション学科においては、別表第 1 及び別表第 2、観光文化学科においては、別表第 1 及び別表第 3 に掲げる所定の授業科目数及び単位数を修得した者には、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

2 前項の規定により、卒業の要件として修得すべき所定の単位数のうち、第 31 条の 2 第 2 項に規定する授業の方法で履修し修得した単位は、60 単位を超えない範囲で認定する。

3 学長は、第 1 項の卒業を認定した者に対して、卒業証書・学位記を授与する。

4 卒業の認定及び卒業証書・学位記授与は、3 月及び 9 月に行う。

(学位の授与)

第 45 条 学長は、卒業を認定した者に学士の学位を授与する。

2 学位の授与については、別に定める。

第 13 章 特別学生

(科目等履修生)

第 46 条 本学において、一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て学長は、科目等履修生として履修を許可することができる。

2 高等学校在校生で、本学において授業科目の履修を希望する者があるときは、当該高等学校との協定に基づき、学長は、科目等履修生として履修を許可することができる。

3 学則第 28 条の 2 第 2 項に規定する授業科目について、科目等履修生は評定を受け、合格者は単位を修得することができる。

4 本学に入学する以前に本学において単位を修得した者が、引き続き本学に入学した場合、その修得単位が 30 単位以上あり、授業科目の履修が体系的で、正規の学生と同様の教育効果をあげていると認められる場合、第 18 条の規定にかかわらず、教授会の議を経て、2 個学期を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

(研究生)

第 47 条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て学長は、入学を許可することができる。

2 研究生となることを志願することができる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の能力があると学長が認めた者とする。

(委託生)

第 48 条 本学において、官公庁、学校、団体等からその所属する職員に特定の事項について研修させるため委託があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て学長は、委託生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生)

第 49 条 他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む）との学術交流協定、又はその他の協議に基づき、当該他の大学等の学生が、本学の授業科目の一部について履修を志願するときは、当該教授会の議を経て、特別聴講学生として学長が履修を許可することができる。

2 特別聴講学生の履修できる単位数は、通算して 30 単位を超えないものとする。

(外国人留学生)

第 50 条 外国人で、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て学長は、外国人留学生として入学を許可することができる。

(科目等履修生等の取扱い)

第 51 条 前 5 条に定めるもののほか、科目等履修生、研究生、委託生、特別聴講学生及び外国人留学生に関し必要な事項を別に定める。

第 14 章 入学検定料、入学金、授業料等

(授業料等の金額)

第 52 条 本学の入学検定料、入学金、授業料、教育充実資金の納入金は、次のとおりとする。

入学検定料	30,000 円
入 学 金	130,000 円（入学時のみ）
授 業 料	660,000 円（年額）
教育充実資金	160,000 円（年額）

- 2 外国人留学生、科目等履修生、研究生等の入学検定料、入学金及び授業料等については別に定める。
- 3 在籍期間4年を超えて修学する者の授業料及び教育充実資金は、最終年次と同額とする。ただし、1個学期のみ履修して卒業する者は、年額の2分の1とする。
- 4 本学の指定する地域に在住している者の入学検定料については別に定める。
- 5 本学の指定する資格を取得した者の入学検定料については別に定める。

(授業料等の納入方法・納入時期)

第53条 入学金を除く学費は、春学期及び秋学期に分けて半額ずつ納めることができる。

- 2 学費納入の時期は、次のとおりとする。

春学期 3月 中

秋学期 9月 中

- 3 一旦納入した学費その他の納入金は、これを返還しない。ただし、入学を内定した者が入学前の所定の期日までに入学の辞退を申し出た場合、入学金を除く学費を返還することがある。なお、納入後に休学する者の場合は、授業料及び教育充実資金については、復学時の納入金に振り替えることができる。

振替割合は次のとおりとする。

休学願い出の日	振 替 割 合
納 入 日 ～ 学期開始前日	100%
学期開始日 ～ 15 日	80%
16 日 ～ 30 日	50%
31 日 ～	0%

- 4 学費等納入金に関する規定は別に定める。

第 15 章 賞 罰

(表彰)

第54条 学長は、表彰に値する行為があった学生を、教授会の議を経て表彰することができる。

(懲戒)

第55条 学長は、本学の学則その他学生に関する諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者に対して、教授会の議を経て、懲戒することができる。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みのないと認められた者
 - (2) 学業を怠り卒業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 懲戒に関する規程は、別に定める。

第 16 章 大学開放及び生涯学習支援

(大学開放)

第56条 本学は、教育研究上の支障のない限りにおいて、その教育研究施設及び設備を積極的に開放する。

(生涯学習支援)

第 57 条 削除

2 削除

3 削除

第 17 章 奨学制度

(奨学制度)

第 58 条 本学に、給付奨学制度を設ける。

2 奨学制度に関し必要な事項は別に定める。

第 18 章 雑 則

(学則の改廃)

第 59 条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項及び改廃は、大学運営協議会の議を経て理事会が行う。

附 則

- 1 この学則は、2004 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 52 条、第 53 条の規定は、文部科学大臣が本学の設置を認可した日より施行する。
- 2 第 6 条第 1 項の規定の適用にあたって、同条中の収容定員については、次表に掲げる年度の人数に読み替えるものとする。

年度	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	収容定員
2004 年度	120 人	—	—	—	120 人
2005 年度	120 人	120 人	—	—	240 人
2006 年度	120 人	120 人	120 人+15 人	—	375 人
2007 年度	120 人	120 人	120 人+15 人	120 人+15 人	510 人

附 則

この学則は、2005 年 11 月 29 日から施行し、2005 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、2006 年 4 月 26 日から施行し、2005 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、2007 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 沖縄キリスト教短期大学学則（1959 年 4 月 1 日制定）及び学内諸規程中「助教授」は「准教授」、「助手」は「助教」に読み替えるものとする。

附 則

この学則は、2007 年 1 月 17 日から施行し、2006 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、2007 年 5 月 14 日から施行し、2007 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、2008 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 2007 年度の在学者で、卒業延期（休学及び留学を除く。）により在学年限を超える者の授業料等は、最終年次の授業料の 2 分の 1 とする。ただし、1 個学期のみ履修して卒業する者は、年間授業料の 4 分の 1 とする。

附 則

この学則は、2009 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、2010 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、2010 年 5 月 11 日から施行し、2010 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、2010 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、2012 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、2013 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、2014 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 6 条第 1 項の規定の適用にあたって、同条中の収容定員については、次表に掲げる年度の人数に読み替えるものとする。

年度	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	収容定員
2015 年度	90 人	120 人	120 人+15 人	120 人+15 人	480 人
2016 年度	90 人	90 人	120 人+15 人	120 人+15 人	450 人
2017 年度	90 人	90 人	90 人+15 人	120 人+15 人	420 人
2018 年度	90 人	90 人	90 人+15 人	90 人+15 人	390 人

附 則

この学則は、2016 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、2016 年 7 月 19 日から施行する。

附 則

この学則は、2016 年 12 月 5 日から施行し、2016 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、2017 年 4 月 1 日から施行し、2017 年 2 月 17 日より適用する。

附 則

この学則は、2017 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、2018 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、2024 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 第6条第1項の規定の適用にあたって、同条中の入学定員及び収容定員については、次表に掲げる年度の人数に読み替えるものとする。

人文学部 観光文化学科

年 度	入学定員	収容定員
2024 年度	90 人	90 人
2025 年度	90 人	180 人
2026 年度	90 人	270 人
2027 年度	90 人	360 人

人文学部 合計

年 度	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
2024 年度	180 人	15 人	480 人
2025 年度	180 人	15 人	570 人
2026 年度	180 人	15 人	660 人
2027 年度	180 人	15 人	750 人

附 則

この学則は、2024 年 4 月 1 日から施行する。（第 28 条の 2 第 2 項に定める別表第 1 から別表第 3 及び第 36 条第 2 項に定める別表第 4 の改正）

附 則

この学則は、2025 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 大学基幹科目及び共通科目

科目 区分	科目 CD	授業科目の名称	単位数			履修方法	卒業要件 単位数
			必修	選択	週時間		
大学 基幹 科目	40001	キリスト教概論	2		2-0		6 単位
	40002	聖書における人間	2		2-0		
	40011	キリスト教平和学	2		2-0		
		小計（3科目）	6	0			
共通 科目	40010	キリスト教芸術		2	2-0	観光文化学科はいずれか 1 科目 2 単位履修	観光文化学科は、 20単位 英語コミュニケーション学科は、 16単位
	40062	体育一般		2	2-0		
	40063	健康運動ヨガ		1	0-3		
	40064	健康運動バスケット／バレー		1	0-3		
	40065	琉球舞踊・音楽		1	0-3		
	40066	空手		1	0-3		
	40067	クリティカル・シンキング基礎		2	2-0		
	40068	コトバと論理		2	2-0		
	40069	言葉と思考		2	2-0		
	40070	コンピュータ基礎演習		2	0-2		
	40071	コンピュータ応用演習		2	0-2		
	40072	メディア・リテラシー		2	2-0		
	40073	データサイエンス入門		2	2-0		
	40074	数学入門		2	0-2		
	40075	国際平和学		2	2-0		
	40076	はじめてのジェンダー論		2	2-0		
	40077	SDGs概論		2	2-0		
	40078	異文化理解		2	2-0		
	40079	人間学		2	2-0		
	40080	はじめての手話		2	0-2		
	40015	日本国憲法		2	2-0		
	40081	琉球史入門		2	2-0		
	40082	教養教育としての経済知識		2	2-0		
	40083	教養教育としての経営知識		2	2-0		
	40084	PCスキルとビジネス・マナー		2	0-2		
	40085	心理学		2	2-0		
	40054	中国語 I		2	0-2	観光文化学科は、中国語 I ・ II または韓国語 I ・ II のい ずれか 2 科目 4 単位を履修	
	40055	中国語 II		2	0-2		
	40056	韓国語 I		2	0-2		
	40057	韓国語 II		2	0-2		
	40058	スペイン語 I		2	0-2		
	40059	スペイン語 II		2	0-2	英語コミュニケーション学科 は、中国語 I、韓国語 I、 スペイン語 I のいずれか 1 科目 2 単位を履修	
		小計（32科目）	0	60			

別表第2 英語コミュニケーション学科専門科目

英語コミュニケーション学科総合科目

科目群	科目 CD	授業科目の名称	単位数			履修方法 卒業要件	必要取得 単位数
			必修	選択	週時間		
学科必修	50253	フレッシュマン・セミナーⅠ	1		0-2		10単位
	50254	フレッシュマン・セミナーⅡ	1		0-2		
	50255	基礎ゼミナールⅠ	1		0-2		
	50256	基礎ゼミナールⅡ	1		0-2		
	50180	卒業基礎研究Ⅰ	1		0-1		
	50181	卒業基礎研究Ⅱ	1		0-1		
	50096	卒業研究(演習)Ⅰ	2		0-2		
	50097	卒業研究(演習)Ⅱ	2		0-2		

英語コミュニケーション学科英語専門科目

科目群	科目 CD	授業科目の名称	単位数			履修方法	必要取得 単位数
			必修	選択	週時間		
English Communication	50211	English CommunicationⅠ	◇	4	0-8	◇段階的に履修すること	
	50212	English CommunicationⅡ	◇	4	0-8		
	50213	English CommunicationⅢ	◇	4	0-8		
	50214	English CommunicationⅣ	◇	4	0-8		
	50215	English CommunicationⅤ	◇	4	0-8		
英語講読演習	50169	多読		1	0-2	◇段階的に履修すること	
	50270	Active ReadingⅠ	◇	2	0-4		
	50271	Active ReadingⅡ	◇	2	0-4		
	50272	Active ReadingⅢ	◇	2	0-4		
	50273	Active ReadingⅣ	◇	2	0-4		
英文法・英作文	50274	Practical Grammar and WritingⅠ	◇	2	0-4	◇段階的に履修すること	
	50275	Practical Grammar and WritingⅡ	◇	2	0-4		
	50276	Practical Grammar and WritingⅢ	◇	2	0-4		
	50277	Practical Grammar and WritingⅣ	◇	2	0-4		
	50251	English CompositionⅠ	◇	2	0-4		
	50252	English CompositionⅡ	◇	2	0-4	◇段階的に履修すること	
Advanced Communication	50152	Accessing Digital MediaⅠ		2	0-2	1科目2単位以上履修	50単位
	50153	Accessing Digital MediaⅡ		2	0-2		
	50284	Public Speaking		2	0-2		
	50285	Discussion & Debate		2	0-2		
	50286	Gateway to Advanced English Skills: Listening and Speaking		2	0-2		
	50170	Advanced CommunicationⅠ		2	0-2		
	50171	Advanced CommunicationⅡ		2	0-2		
	50204	The Post-American World		2	0-2		
	50205	British Cultural Studies		2	0-2		
Advanced Reading	50278	Active ReadingⅤ		2	0-4	1科目2単位以上履修	
	50279	Active ReadingⅥ		2	0-4		
	50014	Current Issues in English		2	0-2		
	50136	Current Issues Online		2	0-2		
高等英文法	50018	高等英文法		2	0-2	1科目2単位以上履修	
	50287	Gateway to Advanced English Skills: Writing and Reading		2	0-2		
	50144	Investigative Reporting		2	0-2		
	50021	Advanced Writing		2	0-2		
	50280	Podcasting and Production		2	0-2		
	50146	Visual Rhetoric		2	2-0		

英語コミュニケーション学科専門基礎科目

科目群	科目 CD	授業科目の名称	単位数			履修方法 卒業要件	必要取得 単位数
			必修	選択	週時間		
英語 領域	50025	英語音声学		2	2-0	1 科目 2 単位 以上履修	20単位
	50026	英語学概論 I		2	2-0		
	50027	英語学概論 II		2	2-0		
	50281	英語聖書講読		2	2-0		
	50116	同時通訳 I		2	0-2	1 科目 2 単位 以上履修	
	50117	同時通訳 II		2	0-2		
	50148	通訳とプレゼンテーション		2	0-2		
	50236	英日翻訳技法		2	0-2		
50118	同時通訳初級（夏期集中講座）		2	1-2			
50119	同時通訳上級（夏期集中講座）		2	1-2			
沖縄・グロ ーバル 研	50288	うちなーぐち講座 I		2	2-0	1 科目 2 単位 以上履修	
	50289	うちなーぐち講座 II		2	2-0		
	50147	沖縄の歴史と現在		2	2-0		
	50218	ハワイアン・スタディーズ		2	2-0		
	50112	国際理解教育		2	2-0		
	50198	観光学概論		2	2-0		
	50182	社会言語学		2	2-0		
	50062	国際関係論		2	2-0		

コミュニケーション領域	50228	コミュニケーション・スタディーズ		2	2-0	1科目2単位以上履修
	50225	異文化コミュニケーション		2	2-0	
	50231	非暴力コミュニケーション技法		2	1-1	
	50226	多文化共生社会と異文化コミュニケーション		2	2-0	
	50229	身体表現ワークショップ		2	0-2	
	50230	パフォーマンス・スタディーズ		2	2-0	
ビジュアル・メディア・コミュニケーション領域	50095	キャリア・ガイダンス		2	2-0	1科目2単位以上履修
	50089	マーケティング		2	2-0	
	50090	インターンシップ		2	0-2	
	50258	沖縄の地域産業と地域づくり		2	0-2	

英語コミュニケーション学科専門応用科目

科目群	科目 CD	授業科目の名称	単位数			履修方法 卒業要件	必要取得 単位数
			必修	選択	週時間		
英語 領域	50184	教育英文法		2	2-0	1 科目 2 単位 以上履修	14単位
	50029	英語教育法		2	0-2		
	50034	英文学史		2	2-0		
	50035	米文学史		2	2-0		
	50206	英国文学作品研究		2	2-0		
	50207	米国文学作品研究		2	2-0		
	50178	同時通訳実践演習Ⅰ (Chapel Service)		1	0-2	1 科目 2 単位 以上履修	
	50179	同時通訳実践演習Ⅱ (Chapel Service)		1	0-2		
	50237	映像翻訳		2	0-2		
	50238	日英翻訳技法		2	0-2		
50240	日英翻訳実践テクニック		2	0-2			
沖縄・ グロ ー バル 研 究 領 域	50156	Global Issues		2	2-0		
	50259	コミュニティデザインとしてのNGO・NPO		2	0-2		
	50105	海外研修 (国際交流)		2			
	50113	海外研修 (国際協力)		2			
	50106	海外研修 (多文化共生)		2			
	50260	海外研修 (アジアボランティア)		2			
	50290	地域ボランティア実習		2			
	50052	比較文化		2	2-0		
	50061	Okinawan Studies		2	2-0		
	50165	近代沖縄とアイデンティティ		2	2-0		
	50291	ボランティア演習		2	0-2		
	50283	ジェンダー論		2	2-0		
シ ョ ン 領 域	50040	異文化交渉演習		2	0-2	1 科目 2 単位 以上履修	
	50232	パフォーマンスと心理学		2	2-0		
	50234	メディア・スタディーズ		2	2-0		
	50235	メディア&パフォーマンス		2	0-2		
	50227	コミュニケーションとしてのパフォーマンス		2	2-0		

履修方法 ・ 卒業要件

区 分	必修		選択		計	
	科目数	単位数	科目数	単位数	科目数	単位数
大学基幹科目	3	6			3	6
共通科目			8	16	8	16
学科総合科目	8	10			8	10
学科英語専門科目			25	50	25	50
学科専門基礎科目			10	20	10	20
学科専門応用科目			7	14	7	14
自由科目			4	8	4	8
	11	16	54	108	65	124

注：本学を卒業するには、4年以上(8学期以上)在学し、124単位以上履修しなければならない。

(注：休学期間は、在学年限に算入しない)

◎学科英語専門科目の上位科目単位取得により必要単位取得数の50単位を満たせない場合は、学科専門基礎科目及び学科専門応用科目における科目履修を可能とする。

◎自由科目8単位は共通科目及び学科英語専門科目、学科専門基礎科目及び学科専門応用科目から履修すること。

◎他学で履修した科目で、本学の授業科目にない科目については、自由科目とすることができる。(編入学及び単位互換による科目・留学等で修得した科目)

◎※印の科目は学外講座または寄附講座となっており、開講されない場合もある。

◎学科英語専門科目の「上級科目」については、1科目2単位を段階的に履修すること。

別表第3 観光文化学科専門科目

科目 区分	科目 CD	授業科目の名称	単位数			履修方法	卒業要件 単位数				
			必修	選択	週時間						
学 科 総 合 科 目	60001	フレッシュマン・セミナーⅠ	2		0-2	16単位					
	60002	フレッシュマン・セミナーⅡ	2		0-2						
	60003	基礎セミナーⅠ	2		0-2						
	60004	基礎セミナーⅡ	2		0-2						
	60005	卒業基礎研究Ⅰ	2		0-2						
	60006	卒業基礎研究Ⅱ	2		0-2						
	60007	卒業研究Ⅰ	2		0-2						
	60008	卒業研究Ⅱ	2		0-2						
			小計（8科目）	16	0						
学 科 専 門 基 礎 科 目	語 学 科 目	60009	Oral FluencyⅠ	2	0-2	段階的に履修	20単位	46単位			
		60010	Oral FluencyⅡ	2	0-2						
		60011	Communication in BusinessⅠ	2	0-2						
		60012	Communication in BusinessⅡ	2	0-2						
		60013	Communication in BusinessⅢ	2	0-2	段階的に履修					
		60014	Communication in BusinessⅣ	2	0-2						
		60015	Intensive EnglishⅠ	2	0-2						
		60016	Intensive EnglishⅡ	2	0-2						
		60017	Business Reading and WritingⅠ	2	0-2	段階的に履修					
		60018	Business Reading and WritingⅡ	2	0-2						
		60019	Business Reading and WritingⅢ	2	0-2						
		60020	Business Reading and WritingⅣ	2	0-2						
		60021	TOEICⅠ	2	0-2	段階的に履修					
		60022	TOEICⅡ	2	0-2						
		60023	TOEICⅢ	2	0-2						
		60024	中国語Ⅲ	2	0-2						
	60025	中国語Ⅳ	2	0-2	中国語Ⅲ・Ⅳまたは韓国語Ⅲ・Ⅳのいずれか2科目4単位を履修						
	60026	韓国語Ⅲ	2	0-2							
	60027	韓国語Ⅳ	2	0-2							
	観 光 文 化 科 目	60028	歴史学概論	2	2-0	22単位					
		60029	観光学概論	2	2-0						
		60030	多文化共生社会		2		2-0				
		60031	SDGsと観光		2		2-0				
		60032	民俗学概論	2	2-0						
		60033	観光ビジネス入門		2		2-0				
		60034	経営学		2		2-0				
		60035	ホスピタリティと異文化理解		2		2-0				
		60036	文化資源保全入門		2		2-0				
		60037	統計分析入門		2		2-0				
		60038	琉球・沖縄歴史文化概論	2	2-0						
		60039	日本歴史文化概論		2		2-0				
		60040	アジア文化概論		2		2-0				
		60041	日本手話基礎		2		0-2				
		60042	マーケティング論		2		2-0				
		60043	インバウンド概論		2		2-0				
		60044	ツアーコンダクター論		2		2-0				
		60045	島嶼地域学概論		2		2-0				
				小計（37科目）	8		66				
		学 科 専 門 応 用 科 目	語 学 科 目	60046	Presentation in English		2		0-2	2単位	36単位
				60047	Tourism EnglishⅠ		2		0-2		
				60048	Tourism EnglishⅡ		2		0-2		
				60049	Advanced Reading and Writing		2		0-2		
				60050	Advanced TOEIC		2		0-2		
				60051	ホスピタリティ中国語		2		0-2		
			60052	ホスピタリティ韓国語	2		0-2		16単位		
			文 化 資 源 領 域	60053	自然環境論		2			2-0	
60054				英米文化論	2		2-0				
60055				中国文化論	2		2-0				
60056	韓国文化論			2	2-0						
60057	国際文化交流海外研修			2	0-3						
60058	比較文化論			2	2-0						
60059	琉球・沖縄歴史文化特論Ⅰ			2	2-0						
60060	文化観光資源・施設論			2	2-0						
60061	沖縄の移民研究			2	2-0						
60062	世界遺産論			2	2-0						
60063	琉球・沖縄歴史文化特論Ⅱ			2	2-0						
60064	琉球諸語論			2	2-0						
60065	琉球と朝鮮の関係史			2	2-0						
60066	琉球と中国の関係史			2	2-0						
60067	カルチャーツーリズム		2	2-0							
60068	巡礼ツーリズム		2	2-0	10単位						
ホ ス ビ タ リ テ イ 領 域	60069		インターンシップ	2		0-3					
	60070		航空事業概論	2		2-0					
	60071		日本手話応用	2		0-2					
	60072		フードツーリズム	2		2-0					
	60073		エアラインサービス論	2		2-0					
	60074		キャリアデザイン	2		0-2					
	60075		観光情報サービス論	2		2-0					
	60076		ブライダルサービス論	2		2-0					
	60077		コンテンツツーリズム	2		2-0					
	60078		観光マーケティング	2	0-2						
60079	ホテル経営論		2	2-0	8単位						
持 続 可 能 領 域	60080		クルーズ産業論	2		2-0					
	60081		メディカルツーリズム	2		2-0					
	60082		スポーツツーリズム	2		2-0					
	60083		MICE論	2		2-0					
	60084		地域ブランド論	2		2-0					
	60085		ユニバーサルデザイン論	2		2-0					
	60086		エコツーリズム	2		2-0					
	60087		観光統計分析	2	0-2						
60088	島嶼地域観光振興事例研究		2	0-2	98単位						
60089	観光サービス・イノベーション		2	2-0							
60090	地域景観デザイン論		2	2-0							
60091	運輸ビジネス論		2	2-0							
60092	地域振興論	2	2-0								
60093	観光産業危機管理論	2	2-0								
		小計（48科目）	2	94							
合計（93科目）			26	160							

別表第4 教職科目

科目CD	授業科目の名称	単位数			履修方法	備考
		必修	選択	週時間		
55001	教職の意義	2		2-0		※
55002	教育原理	2		2-0		※
55003	教育心理	2		2-0		※
55004	教育の制度 (=教育制度)	2		2-0		※
55033	特別支援教育概論	2		2-0		
55030	生徒・進路指導論	2		2-0		
55024	国際理解教育	2		2-0		
55034	教育相談の理論と方法	2		2-0		
55035	教育方法・教育課程	2		2-0		
55037	教育におけるICT活用	1		0-1		
55031	道德教育の理論と方法 (=道德教育)		2	2-0	中免必修	※
55036	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		2-0		
55025	英語科教育法Ⅰ (=英語教育法)	2		0-2		
55026	英語科教育法Ⅱ	2		0-2		
55027	英語科教育法演習Ⅰ	2		0-4		
55015	介護等体験		2	1-3	中免必修	
55021	教育総合研究		2	2-0		
55020	教育実習事前事後研究	1		0-2		
55018	教育実習 (中学)		4		中免必修・高免選択	
55019	教育実習 (高校)		2		高免のみ	
55023	教職実践演習 (中高)	2		0-2		
55028	英語科教育法演習Ⅱ	2		0-2		
55038	学校ボランティア実習		2	0-2		※
		32	14			

◎教職科目は英語コミュニケーション学科において履修可能であり、教職科目を一部履修した後に、教員免許状取得を取り

やめた場合：履修済みの教職科目は、自由科目（8単位内）として、卒業単位に算入することができる。

◎備考欄に記載する※科目については、自由科目（8単位内）として卒業単位に算入することができる。